

インフルエンザワクチン接種回数について

- (1) 13歳以上の方は、1回接種を原則としています^(注1)。ワクチンの添付文書には「13歳以上のものは1回または2回注射」と記載されていますが、健康な成人の方や基礎疾患（慢性疾患）のある方を対象に行われた研究から、インフルエンザワクチン0.5mLの1回接種で、2回接種と同等の抗体価の上昇が得られるとの報告があります。ただし、医学的な理由により^(注1)、医師が2回接種を必要と判断した場合は、その限りではありません。なお、定期の予防接種^(注2)は1回接種としています。
- (2) 13歳未満の方は、2回接種です。1回接種後よりも2回接種後の方がより高い抗体価の上昇が得られることから、日本ではインフルエンザワクチンの接種量及び接種回数は、下記のとおりとなっています。なお、1回目の接種時に12歳で2回目の接種時に13歳になっていた場合でも、12歳として考えて2回目の接種を行っていただいで差し支えありません。

6カ月以上3歳未満の方 1回0.25mL 2回接種、

3歳以上13歳未満の方 1回0.5mL 2回接種、

- (3) 諸外国の状況について、世界保健機関（WHO）においては、ワクチン（不活化ワクチンに限る。）の用法において、9歳以上の小児及び健康成人に対しては「1回注射」が適切である旨、見解を示しています。また、米国予防接種諮問委員会（US-ACIP）も、9歳以上（「月齢6ヶ月から8歳の小児」以外）の者は「1回注射」とする旨を示しています。

(注1) 13歳以上の基礎疾患（慢性疾患）のある方で、著しく免疫が抑制されている状態にあると考えられる方等は、医師の判断で2回接種となる場合があります。

(注2) 以下の方々は、インフルエンザにかかると重症化しやすく、インフルエンザワクチン接種による重症化の予防効果による便益が大きいと考えられるため、定期の予防接種の対象となっています。予防接種を希望する方は、かかりつけの医師とよく相談の上、接種を受けるか否か判断してください。

①65歳以上の方

②60～64歳で、心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方
(概ね、身体障害者程度等1級に相当します)

③60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
(概ね、身体障害者程度等1級に相当します)

(厚生労働省ホームページ参照)